

## 16 議会及び議員に関する条例等の制定状況

### 【16-1】議会基本条例の制定状況

(平成28年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 269	162 (60.2%)
5～10万人未満 258	146 (56.6%)
10～20万人未満 157	89 (56.7%)
20～30万人未満 46	26 (56.5%)
30～40万人未満 27	12 (44.4%)
40～50万人未満 22	14 (63.6%)
50万人以上 15	6 (40.0%)
指定都市 20	15 (75.0%)
全市 814	470 (57.7%)

## 【16-2】議員についての政治倫理・資産公開に関する条例の制定状況

(平成28年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	政治倫理条例(資産公開の規定を含む)を制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)と資産公開条例をそれぞれ制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)のみを制定している	資産公開条例のみ制定している
5万人未満 269	9 (3.3%)	1 (0.4%)	112 (41.6%)	0 (0%)
5～10万人未満 258	14 (5.4%)	1 (0.4%)	108 (41.9%)	0 (0%)
10～20万人未満 157	12 (7.6%)	0 (0%)	57 (36.3%)	0 (0%)
20～30万人未満 46	3 (6.5%)	0 (0%)	9 (19.6%)	0 (0%)
30～40万人未満 27	1 (3.7%)	0 (0%)	10 (37.0%)	0 (0%)
40～50万人未満 22	3 (13.6%)	1 (4.5%)	6 (27.3%)	0 (0%)
50万人以上 15	0 (0%)	0 (0%)	4 (26.7%)	0 (0%)
指定都市 20	3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 (0%)	15 (75.0%)
全市 814	45 (5.5%)	5 (0.6%)	306 (37.6%)	15 (1.8%)

政治倫理・資産公開に関する要綱・規程の場合も含む。

## 【16-3】自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)の制定状況

(平成28年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会に関する規定を含む自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している	議会に関する規定を含まない自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している
5万人未満 269	60 (22.3%)	8 (3.0%)
5～10万人未満 258	73 (28.3%)	21 (8.1%)
10～20万人未満 157	54 (34.4%)	12 (7.6%)
20～30万人未満 46	19 (41.3%)	3 (6.5%)
30～40万人未満 27	8 (29.6%)	1 (3.7%)
40～50万人未満 22	7 (31.8%)	1 (4.5%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	1 (6.7%)
指定都市 20	6 (30.0%)	1 (5.0%)
全市 814	233 (28.6%)	48 (5.9%)

【16-4】地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加状況

(平成28年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決事件を追加している
5万人未満 269	260 (96.7%)
5~10万人未満 258	243 (94.2%)
10~20万人未満 157	146 (93.0%)
20~30万人未満 46	46 (100%)
30~40万人未満 27	27 (100%)
40~50万人未満 22	22 (100%)
50万人以上 15	15 (100%)
指定都市 20	20 (100%)
全市 814	779 (95.7%)

【16-5】地方自治法第96条第2項の規定による追加の議決事件の内容

(平成28年12月31日現在、複数回答)

追加の議決事件の内容	市数	追加の議決事件の内容	市数
基本構想	537 (66.0%)	職員の定数	4 (0.5%)
市の基本計画	260 (31.9%)	重要な契約に関するもの	3 (0.4%)
市の基本計画以外の重要な計画	113 (13.9%)	オンブズマンの委嘱等	12 (1.5%)
市民功労者表彰、名誉市民	658 (80.8%)	法人・団体等との協定に関するもの	7 (0.9%)
市民憲章	61 (7.5%)	定住自立圏構想に関するもの	169 (20.8%)
都市宣言	66 (8.1%)	上記以外の議決事件	172 (21.1%)
姉妹都市、友好都市提携	97 (11.9%)		